

●保険料の一括払込みが必要な場合 [注意喚起情報](#)

ご加入者が次の事由に該当した場合、満期日(1月1日)までの未払保険料を所定の期日までに一括して払込みいただくことで、満期まで契約を存続することができます。
 ①生協脱退等により、組合員でなくなった場合
 ②保険料^{※6}が毎月の口座振替日の翌月末まで払込みいただけなかった場合 等
 ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
 ただし、保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
 *6ご加入者が加入了した、保険の対象となる方(被保険者)のすべての補償に関する保険料をいいます(加入内容変更による変更保険料だけではなく、従来より加入の保険料も含みます)。

7.満期返し金・契約者記当金 [契約概要](#)

新コープのケガ保険には、満期返し金・契約者記当金はありません。

III ご加入におけるご注意事項

1.告知義務 [注意喚起情報](#)

●加入依頼書等に★マークが付された「他の保険契約等」の項目は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(取扱代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできません)。

●他の保険契約等とは、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約をいいます。他の保険契約がある場合、契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引き受けができない場合があります。

2.ケーリングオフ [注意喚起情報](#)

新コープのケガ保険は、ケーリングオフの対象外です。

3.死亡保険金受取人 [注意喚起情報](#)

傷害保険の死亡保険金は、原則として法定相続人にお支払いします。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方(被保険者の)の同意を得てください。同意のないままご加入された場合は、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方(被保険者の)の家族等に対し、この保険へのご加入について説明ください。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、取扱代理店までお申し出ください。

IV ご加入後におけるご注意事項

1.ご加入後の変更・解約 [契約概要](#) [注意喚起情報](#)

●ご加入後、次の変更が生じる場合は、変更日より前に取扱代理店にご連絡ください。

①組合員(ご加入者の)住所や氏名が変更となる場合

②保険の対象となる方(被保険者)の住所や氏名が変更となる場合

●ご加入後、新コープのケガ保険を解約される場合は、取扱代理店にご連絡ください。満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更にならなければなりません)。ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還または未払保険料を解約日以降に請求することができます。返還または請求する保険料の額は、解約理由により異なります。返還する保険料があつても、原則として払込みいたい保険料から、始期日から解約日までの既に経過した期間に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少くなくなります。解約の連絡から保険料の口座振替が停止されるまでに所定の期間^{※7}が必要となります。

*7解約される場合の書類のご提出締切日(書類受付日)と補償の終了日および最終の保険料口座振替日は、ご加入の生協により異なります。また、この保険商品の解約日は、毎月1日になりますが、保険料は解約日の属する月の所定の日が最終振替日になります。

※最終振替日は、口座振替できなかつた場合には、翌月に再度保険料を口座振替します。

(例)毎月27日が口座振替日で6月1日解約の場合。

*6月27日に口座振替できなかつた場合には、6月27日で保険料を口座振替します)。新コープのケガ保険は、生協の組合員のご家族のための保険です。組合員(ご加入者)が現在ご加入の生協を脱退(転居含む)等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。なお、保険期間の終了時までは補償を継続することができますが、保険料を払込みた場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

2.保険の対象となる方(被保険者)からのお申出による解約 [注意喚起情報](#)

傷害補償においては、保険の対象となる方(被保険者)からのお申出により、その保険の対象となる方(被保険者)に係る補償を解約する制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。

3.満期をとるとき [契約概要](#)

●自動更新
保険期間は毎年1月1日午後4時から翌年の1月1日午後4時までの1年間となります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に更新されます。

●保険期間終了後、補償の更新を制限せていたく場合

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新をお断りせさせていただいたり、補償内容を制限せさせていただくことがあります。

補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受けに関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新にかかる内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる補償内容で更新されることや更新を行えないことがあります。

●更新前のご案内に記載している内容
更新前のご案内に記載している組合員(ご加入者)の氏名(ふりがな)、組合員番号、補償内容等についてご確認いただき、変更がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

●保険請求忘れのご確認
更新してご加入いただいた場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れないかと、今一度ご確認ください。ご請求はスマートフォンからも可能です。ご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

●ご加入内容を変更されている場合
ご加入内容を変更されている場合、お手元に届く更新のご案内等には反映されていない場合があります。なお、自動更新される場合、ご契約ごとに更新のご案内等へ記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

V その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い [注意喚起情報](#)

●保険契約である日本コープ共済生活協同組合連合会は、引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)に対し、本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を(過去に取得したもの含みます)、保険契約の判断、履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アシカ等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行なっています。なお、保健医療等の特別な非公開情報(セミナー等)の利用目的で、保険業法施行規則により、保険業の適切な運営の確保その他必要と認められた範囲で規定されています。

①本契約に関する個人情報の漏洩・不正利用の防止に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考のために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共に利用すること
③引受保険会社との契約による個人情報を、引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受け会社等に提供すること
⑤賃貸・抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る手続手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受けの判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方(被保険者)の保険金請求情報等(過度の情報は含みません)を、ご契約者およびご加入者に対する提供すること
個人情報全般に関する細かい内容は、引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

●代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務 [注意喚起情報](#)を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接連絡されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかを確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、本ハンドフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、本ハンドフレットにはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。

●ご契約が共同保険契約であるため、各引受保険会社はそれぞれの引受け会社に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記^①共同保険引受け保険会社についてをご確認ください。

●2006年12月末をもって損害保険料控除が廃止されたことから、この保険の保険料は控除対象外となります。

●事故が発生した場合は、直ちに「コープのケガ保険事故受付センター」までご連絡ください。(連絡先は加入者票同封の案内内容をご覧ください。)

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる談文交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめです。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の①～④の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

①印鑑登録証明書、住民票等は戸籍謄本等の保険の対象となる方(被保険者)、保険の受取人であることを確認するための書類

②東京海上日動の定めた傷害もしくは疾病の程度や治療内容および治療期間等を証明する、保険の対象となる方(被保険者)以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等

③他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

④東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人がいる場合は、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の配偶者^{※8}または親族等のご家族^{※9}といいます)。のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

*8法律上の配偶者に限ります。

●保険請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方(被保険者)が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方(被保険者)が賠償責任保険金等を請求できるのは、費用保険金を除き、次の①～③の場合に限られます。

①保険の対象となる方(被保険者)が相手方に对于して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②相手方が保険の対象となる方(被保険者)への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③保険の対象となる方(被保険者)の指図に基づき、東京海上日動から相手方に对于して直接、保険金を支払う場合

●東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人がいる場合は、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の配偶者^{※8}または親族等のご家族^{※9}といいます)。のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

*8法律上の配偶者に限ります。

●保険請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方(被保険者)が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方(被保険者)が賠償責任保険金等を請求できるのは、費用保険金を除き、次の①～③の場合に限られます。

①保険の対象となる方(被保険者)が相手方に对于して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②相手方が保険の対象となる方(被保険者)への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③保険の対象となる方(被保険者)の指図に基づき、東京海上日動から相手方に对于して直接、保険金を支払う場合

●東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人がいる場合は、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の配偶者^{※8}または親族等のご家族^{※9}といいます)。のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

*8法律上の配偶者に限ります。

●保険請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方(被保険者)が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方(被保険者)が賠償責任保険金等を請求できるのは、費用保険金を除き、次の①～③の場合に限られます。

①保険の対象となる方(被保険者)が相手方に对于して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②相手方が保険の対象となる方(被保険者)への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③保険の対象となる方(被保険者)の指図に基づき、東京海上日動から相手方に对于して直接、保険金を支払う場合

●東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人がいる場合は、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の配偶者^{※8}または親族等のご家族^{※9}といいます)。のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

